

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		分野	情報通信(ICT政策)		
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	3,956	8,389	5,102	5,295
		補正予算(b)	1,676	1,088	1,100	0
		繰越し等(c)	421	△ 1,363	1,335	
		合計(a+b+c)	6,053	8,114	7,537	
執行額		5,708	7,348	6,959		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	令和3年1月18日	NHKについては、業務の抜本的効率化を進め、国民負担の軽減に向け放送法の改正をします。これにより、事業規模の割に当たる七百億円を充て、月額で割を超える思い切った受信料の引下げにつなげます。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度			
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等による環境整備	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討・実施 <アウトプット指標>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。 ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、「新たな時代の公共放送」、「放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用」及び「衛星放送の未来像」について検討を重ね、「第二次取りまとめ」を策定・公表(平成30年9月)。 ・規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)を受け、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」、「放送業の基盤強化に関する検討分科会」等を設置(平成30年11月)。 ・「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第二次取りまとめ」等を踏まえ、NHKのインターネット常時同時配信やNHKガバナンス改革等に関する「放送法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成31年3月)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKのインターネット常時同時配信、NHKガバナンス改革、衛星基幹放送の周波数有効利用を内容とする放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)が成立し、施行(NHK関連の規定:令和2年1月、衛星基幹放送関連の規定:同年3月)。 ・同法の施行を受け、NHKはインターネット同時配信等のサービスである「NHKプラス」を試行的に開始(令和2年3月)。 ・「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において取りまとめられた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を踏まえ、周波数の経済的価値を踏まえた割当手続(特定基地局開設料に関する制度)の対象に、「移動受信用地上基幹放送」(V-High帯域を活用した携帯端末向け放送)を追加する「電波法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(令和2年2月)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数の経済的価値を踏まえた割当手続(特定基地局開設料に関する制度)の対象に、「移動受信用地上基幹放送」(V-High帯域を活用した携帯端末向け放送)を追加するなどの「電波法の一部を改正する法律」(令和2年法律第23号)が成立し、施行。 ・「公共放送の在り方に関する検討分科会」において取りまとめられた「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」を踏まえ、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の「放送法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(令和3年2月)。 ・放送事業者等における外資規制違反について、申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位の取消しなど、対応に着手(令和3年3月)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 ・社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 ・社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。
			当初想定していた目標は概ね達成したものの、放送事業者等における外資規制違反が判明したため、令和3年5月には申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位を取り消し、また、同年6月より総務大臣の検討会として開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において、放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保に向けた検討を進め、本施策の目標である、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図っていることを踏まえ、「○」=「目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した」と判断した。	□				

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時に於ける臨時災害放送局の迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練を実施するとともに、可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>2 臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練の実施回数 <アウトプット指標></p>	<p>大規模災害の発生時に地方公共団体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点調査や運用訓練等やテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて、可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練の実施についての検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。 【平成29年度】</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 16回以上 (臨災局:6局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>39回 (臨災局:28回) 可搬型:11回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>47回 (臨災局:41回) 可搬型:6回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>25回 (臨災局:20回) 可搬型:5回)</p>	<p>機器配備の総合通信局等(11局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査や運用訓練等を実施。また、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を実施。 【令和5年度】</p>	<p>イ</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。</p>	<p>3 NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請 <アウトプット指標></p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。 【平成29年度】</p>	<p>NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.5億世帯に増加。</p>	<p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。</p> <p>NHKにおいて、よりきめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約3.4億世帯に増加。</p>	<p>NHKにおいて、よりきめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約3.2億世帯。</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。 【令和2年度】</p>	<p>イ</p>

国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、被災情報や避難情報などを提供する。	放送ネットワーク整備支援事業及び放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)による環境整備	4	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標>	19% 【平成25年度】	100%			100% (当該年度までに整備した件数/22局(基準年度において整備対象となっている親局の移転・FM補完局等の整備局数)) 【平成30年度】	イ
					100% (22局/22局)				
ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築をすること	放送ネットワーク整備支援事業により、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築をすること	5	ケーブルテレビの光化率 <アウトプット指標>	20.3% 【平成28年度】	令和4年度に50%を目指す。			50% (FTTH方式のケーブルテレビ加入世帯数/ケーブルテレビ加入世帯数) 【令和4年度】	-
					24.2%	26.6%	28.7%		

目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>測定指標①は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、当初想定していた各年度の目標は概ね達成したものの、「政策の分析」欄に記載のとおり、放送事業者等における外資規制違反が判明し、申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位を取り消すとともに、総務大臣の検討会において放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保に向けた検討を進めていることから、「目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した」と判断した。</p> <p>測定指標2は、各年の目標が概ね達成されたことから、「目標達成」と判断した。</p> <p>測定指標3は目標を達成している。</p> <p>測定指標4は目標を達成している。</p> <p>測定指標5については、当初の目標は通信サービスにおける類似の施策であるFTTHサービスの提供数がADSLサービスの提供数を上回るまでに要した年数等を考慮したものであるところ、FTTH化の結果通信速度・サービスの向上が図られる通信サービスとは異なり、ケーブルテレビネットワークの光化では災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等には寄与するものの、放送コンテンツ等のサービスの向上を必ずしも伴うものではないため、通信サービス並みの整備需要が発生せず、通信サービスと同様の動きとすることができなかったことから、目標年度を延長することとなったが、光化率は本事業による取組や事業者による自主的な整備により進捗しており、今後も同様に進捗することが見込まれるため。</p>
	<p><施策目標>放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること</p> <p>当該施策目標については、必要な制度整備を実施し、当初の目標は概ね達成したものの、放送事業者等における外資規制違反が判明し、申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位を取り消すとともに、総務大臣の検討会において放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保に向けた検討を進めている。</p> <p>測定指標①については、以下(1)～(3)のとおり、放送制度の在り方等の検討によって抽出した課題を対象に制度整備を実施し、当初想定していた目標は概ね達成したものの、放送事業者等における外資規制違反が判明し、申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位を取り消すとともに、総務大臣の検討会において放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保に向けた検討を進めている。</p> <p>(1) 「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「検討会」という。))において検討を重ねた「新たな時代の公共放送」、「放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用」及び「衛星放送の未来像」について、検討会の「第二次取りまとめ」(平成30年9月28日)を踏まえ、NHKのインターネット常時同時配信、NHKガバナンス改革、衛星基幹放送の周波数有効利用を内容とする「放送法の一部を改正する法律」(令和元年法律第23号)として制度整備を実施した。</p> <p>(2) 検討会に設置した「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において取りまとめられた「放送用周波数の活用方策に関する基本方針」(令和2年1月29日)を踏まえ、周波数の経済的価値を踏まえた割当手続(特定基地局開設料に関する制度)の対象に、「移動受信用地上基幹放送」(V-High帯域を活用した携帯端末向け放送)を追加するなどの「電波法の一部を改正する法律」(令和2年法律第23号)として制度整備を実施した。</p> <p>(3) 検討会に設置した「公共放送の在り方に関する検討分科会」において取りまとめられた「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」(令和3年1月18日)を踏まえ、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の「放送法の一部を改正する法律案」を第204回国会へ提出した。</p>	

評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p> <p>測定指標2については、総合通信局において、平時における地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練等で、年度ごとの目標値を超える回数の送信点調査や運用訓練等を実施したことにより目標を概ね上回ることができた。</p> <p>また、平成30年度から令和2年度までの間、総務省配備の臨時災害放送局用機器については、平成30年度は平成30年7月豪雨の被災に伴い3台(中国、信越及び九州の各総合通信局配備)及び北海道胆振東部地震の発災に伴い2台(北海道及び北陸総合通信局配備)並びに令和元年度の令和元年東日本台風風の被災に伴い信越総合通信局配備の同機器をそれぞれ被災の地方公共団体に貸し、臨時災害放送局を迅速に開設した。災害対応で活用した期間は、同機器の使用期間が限定されたが、11総合通信局等への同機器の全局配備が令和元年度に完了したこと等により、地方公共団体とともに送信点調査や運用訓練等を実施した。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、地方公共団体主催の総合防災訓練等の中止が相次いだことから、臨時災害放送局の訓練回数は目標回数まで到達できなかったものの、年度ごとの全実施回数は概ね目標値を超えたことから、全体として目標を達成することができた。</p> <p><施策目標>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p> <p>測定指標3については、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、NHKにおいて当該要請を受け、テレビ国際放送を行うとともに、受信可能世帯の拡大に向け、受信環境の整備を実施したことにより、目標を達成することができた。</p> <p><施策目標>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p> <p>測定指標4については、放送ネットワーク整備支援事業の活用等により、目標を達成できた。</p> <p><施策目標>ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること</p> <p>測定指標5の目標年度については、ケーブルテレビの光化の最新状況(28.7%(令和2年度))を基礎として、本事業の寄与分を加味したこれまでの光化率の伸びを踏まえて、目標年度を修正している。これは、当初の目標は通信サービスにおける類似の施策であるFTTHサービスの提供数がADSLサービスの提供数を上回るまでに要した年数等を考慮したものであるところ、FTTH化の結果通信速度・サービスの向上が図られる通信サービスとは異なり、ケーブルテレビネットワークの光化では災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等には寄与するものの、放送コンテンツ等のサービスの向上を必ずしも伴うものではないため、通信サービス並みの整備需要が発生せず、通信サービスと同様の動きとすることができなかったことから、当初の目標の達成が困難であると見込まれたためである。なお、光化率の進捗については、補助要件の対象が条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の地域となっており、人口が比較的少ないため、世帯数に基づいて算出する光化率の数値を大きく引き上げることは困難であるものの、要望を踏まえて適正に支援を実施することができた。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>測定指標①については、目標は概ね達成したが、先般明らかになった外資規制の問題に関しては、総務大臣の検討会として令和3年6月より開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において、放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保について、検討を行い、必要な制度整備及び組織体制の強化に取り組んでまいりたい。</p> <p>測定指標2については、目標は上回っているものの、災害時における迅速な臨時災害放送局等の開設を図るため、平時において地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練等に臨時災害放送局用の送信機等を活用する。</p> <p>測定指標3については、上述のとおり、施策目標は達成できていると認められることから、引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請していく。</p> <p>測定指標4については、目標を達成したため次期事前分析表の測定指標から削除する。</p> <p>測定指標5については、引き続き必要な予算の確保に努め、ケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化への支援を続けてまいりたい。</p> <p>光化は着実に進んでいるものの、当初の目標は通信サービスにおける類似の施策であるFTTHサービスの提供数を上回るまでに要した年数等を考慮したものであるところ、ケーブルテレビネットワークの光化では通信サービスと同様の動きとすることができなかったことから、事業の見直しのタイミングで目標についても現実的なものに見直すこととしたものである。新たな目標は、ケーブルテレビの光化の最新の状況(28.7%(令和2年度))を基礎として、本事業の寄与分を加味したこれまでの光化率の伸びを踏まえて、目標年度を設定したもの。</p> <p>測定指標4の施策目標と測定指標5の施策目標については、測定指標4で設定していた「自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率」を達成したが、引き続き施策目標である「国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、被災情報や避難情報などを提供する」必要があるため、次期事前分析表では施策目標を統合し、「放送を通じ、災害時等において確実かつ安定的な情報伝達の確保等に寄与すること」とする。</p> <p>(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>			
	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	外資規制の在り方等について、対応すべき課題や更なる検討が必要な事項を調査・分析するための予算を要求する。			
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた上で、必要な制度整備及び組織体制の強化を行う。			
学識経験を有する者の知見等の活用	令和3年7月、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生に評価結果欄等の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。				
政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<p>「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」(令和3年1月18日) (https://www.soumu.go.jp/main_content/000733495.pdf)</p> <p>「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/joho_gaishi/index.html)</p>				
担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 三田 一博	政策評価実施時期	令和3年8月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。